

住 安 第 3032 号  
令和 7 年 5 月 16 日

関係団体 各位

静岡県くらし・環境部建築住宅局  
建築安全推進課建築確認検査室長

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係る規制区域の指定  
に伴う照会について（周知）

平素より県の建築行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

このことについて、令和 7 年 5 月 26 日に県下全域（静岡市、浜松市は別途各市にて指定）が規制区域に指定され、建築確認申請等においても盛土規制法に関する適合性の確認を実施することになります。

貴団体におかれましては、改めて会員各位へ周知いただけますと幸いです。

盛土規制法に係る手続き等でご不明な点がございましたら、県公式ホームページ（<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/tochiriyou/1041004/1052933.html>）の問合せフォームにて、くらし・環境部環境局盛土対策課まで照会いただきますようお願いいたします。

なお、別添に、当課で受ける頻度の高い質問を記載させていただきますので、業務の参考にしていただけますと幸いです。

担 当 建築指導班

電話番号 054-221-3075

メー ル kenkaku@pref.shizuoka.lg.jp

(別添)

○よくある質問

	質問	回答
1	盛土規制法に「建築制限解除」の手続きはあるか。	盛土規制法には都市計画法第37条のような建築制限の規定はありません。
2	確認申請時の添付書類は何が必要か。	添付書類については、確認申請先にお問合せください。 なお、静岡県が特定行政庁となる区域において、許可が必要な計画の場合には許可証又は適合証明書の写しを添付すること、許可が不要の場合には、配置図等に「盛土規制法に係る切土、盛土はない」等、許可不要と判断した根拠を明記していただくことが必要になります。 ※県が盛土規制法を所管する区域においては、許可不要の計画に対して適合証明書は交付されません。